

令和六年一月二十六日提出  
質問 第二二号

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問主意書

提出者 山井和則

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問主意書

令和五年八月に取りまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」（以下、「最終とりまとめ」という。）において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことができるよう、システム改修を行う。」と記載されています。そこで以下のとおり、質問します。

一 「最終とりまとめ」で言及されている「システム改修」は何月までに完了する見通しですか。

二 一について、健康保険証の廃止が本年十二月二日とされている中で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除の手続の周知や実際の手続の必要な期間はどの程度と想定していますか。

三 健康保険証の廃止の後でも、マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除は可能ですか。

四 一について、「システム改修」が本年十二月二日までに完了しない場合、健康保険証の廃止を延期することを政府として検討しますか。

右質問する。